主題:久布白落実と売春防止法制定をめぐって

ー副題: 運動と福祉の視点から

○ 関西学院大学大学院 氏名 嶺山 敦子 (007328)

キーワード3つ: 久布白落実、売春防止法、運動と福祉

1. 研究目的

久布白落実は明治・大正・昭和時代を生きた婦人運動家である。1916年に日本キリスト教婦人矯風会の総幹事に就任し、廃娼運動、婦人参政権運動、性教育等、女性の人権や福祉につながる様々な運動や活動に取り組んでいた。『廃娼ひとすじ』という自伝もあるように、公娼制度の廃止は、久布白にとって非常に大きな課題であった。

本発表においては、第二次世界大戦後の久布白落実に焦点を当て、彼女の取り組んだ売春防止法制定をめぐる運動の内容と意義について、史資料から分析する。「運動と福祉は車の両輪である」という言葉を久布白は残しているが、久布白の取り組んだ運動と福祉の関係を分析することは発表者の久布白落実研究の目的のひとつである。久布白は、どのような法律を目指していたのか、そして、その背景にはどのような売春観があったのかを明らかにする。彼女の取り組んだ運動が、売春防止法制定や女性の福祉にどのように結びついていったのかを考察していきたい。

2. 研究の視点および方法

研究方法としては歴史研究の方法をとり、文献研究を用いる。具体的には、日本キリスト教婦人矯風会の機関誌『婦人新報』、久布白落実の個人誌『婦人と日本』等の久布白の論稿や『性暴力問題資料集成』に収録された史資料などから、第二次世界大戦後の 1945 年から売春防止法が制定される 1956 年頃までの久布白落実の運動を分析する。本発表の焦点は久布白落実と売春防止法制定をめぐる運動であるが、次の3点を大きな枠組みとして分析していきたい。第1点は、久布白の取り組んだ運動の方法、第2点は久布白の運動と女性の福祉や人権の関係、第3点は、運動から見えてくる久布白の売春観である。

3. 倫理的配慮

本発表は歴史的研究であるので、現代的視点から考えると差別的である表現も含まれる が、歴史的文献としてそのまま使用している。

4. 研究結果

公娼廃止や婦人参政権は第二次世界大戦後に、占領軍が与えたものであるとされている。確かに、先に占領軍からの通達があり、日本政府の手で行ったものでないことは事実である。しかしながら、終戦からほどなくして、久布白は内務省を訪ね、大臣と警保局長に廃娼県や廃娼決議県の数を尋ねて、廃娼を断行するように勧めている。1946 年 1 月に占領軍によって、「日本における公娼廃止」に関する件という通達、公娼制度廃止命令、翌 2 月には娼妓取締規則の廃止(内務省令第三号)が出されている。1947 年 1 月には「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和 22 年勅令第 9 号)」が出される。この間、久布白は選挙に出馬し、政界において売春問題に取り組もうと考えていた。民法や刑法改正のための臨時法制調査会や司法法制審議会に名を連ね、意見を述べたりもしている。矯風会を退き、1946 年衆議院議員選挙、1947 年、1950 年参議院議員選挙に立候補したが、いずれも落選し、その後、矯風会に戻り、売春防止法制定のための運動に取り組むことになる。

1951 年 9 月 8 日にサンフランシスコ講和条約が調印されるが(52 年 4 月 28 日条約発効)、その後占領下に出された勅令等が再検討され、無効になる可能性があるということで、久布白ら矯風会が中心となって、公娼制度復活反対協議会を結成し、「婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭和 22 年勅令第 9 号)」の法制化運動を行う。政府に要望を提出し、1952 年 5 月に国内法になっている。その後、公娼制度復活反対協議会は純潔問題中央委員会、売春処罰法制定促進委員会、売春禁止法制定促進委員会と名称を変更して、発展していく。久布白は売春禁止法制定促進委員会の委員長となった。また 1953 年には政府が売春問題対策協議会を設置し、その委員も務めている。法制定のための署名募金活動や政府や国会への陳情やマスコミの取材に応じること等、民間の立場から売春問題に取り組んだ。

5. 考察

売春防止法は、制定当初から、管理売春は罰するが、自由売春は罰しないという点において、ザル法であると批判されてきた。様々な問題点は有しているものの、法的な柱が建てられ、また、女性を対象とした社会福祉事業である婦人保護施設、婦人相談所などに根拠を与えたという点では一定の意義があった。久布白は法制定後、それらの国家予算獲得のための働きかけなどを行っている。久布白は公娼制度の何を問題だと考えていたのか。他人の売春を搾取する売春業者の存在、国家の法制の上で売春を認めるということ、売春を合法化するということが問題であると考えていた。その点では、彼女は売春防止法を一定評価している。しかしながら、その後もそれに満足することなく、環境の浄化や教育を行う必要性を主張していく。